第 6203 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2019年)令和元年 5月 24日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 住宅ローン控除の改正

Ｑ：消費税率が上がることから、住宅ローン控除が改正されたとか。どのようになったのですか？

Ａ：次のようになりました。

【解説】

平成31年の税制改正では、消費税率の引き上げに伴う対策として、新しい住宅ローン控除制度が創設されました。概要は次のとおりです。

この制度は、個人が住宅の取得等又は認定住宅等の新築等（新築取得等）で特別特定取得に該当するものをし、かつ、その住宅の新築取得等をした家屋を令和元年10月１日から令和２年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合に、一定の税額控除が受けられるというものですが、適用年の１年目から10年目までの各年の税額控除額は現行と同様の金額が控除され、11年目から13年目までの各年については、住宅の区分に応じて次の税額が控除されることとなっています。

①一般の住宅

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

（イ）特別特定住宅借入金等の年末残高(A)（4,000万円を限度）×１％

（ロ）[住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](B)×2/3%

②認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

（イ）(A)（5,000万円を限度）×１％

（ロ）(B)（5,000万円を限度）×2/3%

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】